Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	教育における民主的態度の必要性 : R. S. ピータースを手がかりとして
Sub Title	The necessity of the democratic attitude in educational practice : on the theory of R. S. Peters as a
	clue
Author	東, 敏徳(Azuma, Toshinori)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1985
Jtitle	哲學 No.81 (1985. 12) ,p.81- 98
JaLC DOI	
Abstract	That education should be 'democratic' no one in a democracy would seriously dispute. The relationship between educational practice and the democracy, howeve, is an controversial and important topic in educational discussion. This paper examines the nature of this relationship and discusses the necessity of democratic attitude in educational practice on the theory of Peters as a clue. R. S. Peters is one of the most influential philosopher in Britain today. His main concern is to clarify the meaning of the word 'ecucation' and 'democrcy' - a phrase often used in public debate, but seledom scrutinized. The article is diveded into three section. In the first section, I concern mysef with the classification of the relationship of the democracy and education. In the second section, I ezamine the meaning of the. word 'democracy' and historical aspect of the democracy, also I examine the institutional and psychological requirements of it. In the third section, the education for the democracy is precisly argued; in this section I discuss how to educate for the democracy and in which climate it educate well. In these processes I try to demonstrate the necessity of the democratic attitude in educational practice.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000081-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

教育における民主的態度の必要性

——R.S. ピータースを手がかりとして——

東

敏

徳*•

The necessity of the democratic attitude in educational practice

---On the theory of R. S. Peters as a clue-

Toshinori Azuma

That education should be 'democratic' no one in a democracy would seriously dispute. The relationship between educational practice and the democracy, howeve, is an controversial and important topic in educational discussion. This paper examines the nature of this relationship and discusses the necessity of democratic attitude in educational practice on the theory of Peters as a clue.

R. S. Peters is one of the most influential philosopher in Britain today. His main concern is to clarify the meaning of the word 'ecucation' and 'democrcy'—a phrase often used in public debate, but seledom scrutinized.

The article is diveded into three section. In the first section, I concern mysef with the classification of the relationship of the democracy and education. In the second section, I ezamine the meaning of the word 'democracy' and historical aspect of the democracy, also I examine the institutional and psychological requirements of it. In the third section, the education for the democracy is precisly argued; in this section I discuss how to educate for the democracy and in which climate it educate well. In these processes I try to demonstrate the necessity of the democratic attitude in educational practice.

^{*} 小田原看護衛生学校非常勤講師 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程修了(教育学)

And the second of the second

教育は民主的でなくてはならないと言われている。今日の我が国において、この主張に対して異論を唱える人は少ないであろう。戦前の教育体制に対する反省から戦後、強く民主的な教育が主張されるようになった経過は周知のとうりである。終戦後、昭和二十二年に公布施行された教育基本法はアメリカ教育使節団の勧告に従がい、日本国憲法に定める民主的国家の実現のために制定されたものであることは言うまでもない。この基本法において、民主教育の理念が示され、かつその必要性が強く主張されている。

しかし、私たちは現在の教育状況にかんがみ、教育を民主的に行なう必要性について、あらためて吟味しなおさなくてはならない。なぜなら、今日多発している子どもの暴力的行為や子どもの非行などの問題に直面したさい、私たちはどのような態度をもって子どもの教育を行なわなくてはならないかについて考えなくてはならなくなるからである。もとより、これらの問題について対処する方法は数多く考えられよう。しかし、考えなくてはならないことのひとつに、私たちが親としてであれ、教師としてであれ、これらの問題が生じた際どういう態度をとり子どもに接するべきかという問題がある。親や教師がどのような態度をとって子どもに接するかは、子どもに大きな影響を与えるからである。それゆえ、私たちは民主的態度とはどのようなことか、また、なぜそのような態度をとるかについての正当化はどのようになされるかを吟味することが必要となる。

しかし、民主的な教育を行なうことについての主張は多様な意味でなされている。例えば、民主的な教育制度という意味で、あるいは民主的な学校運営という意味で民主的教育の必要性について語られている。それゆえ、教育と民主制の関係についてどのような意味で主張されているか、また上にあげた問題をどのような関係において論じるのが適切かについて考

またさらに、「民主的」という語は多様な意味で用いられており、これを区別しなくてはならない。例えば、民主主義、デモクラシィという語は次のような意味をもつとされている。一つに、古代ギリシアのポリスにおける政治形態、また民衆の権力奪取をめざす政治運動とその思想、あるいは平等意識の優越する社会、さらに自由主義国家のさまざまな制度とその原理、などの意味において用いられている。それゆえ、これらの多様な用例の基礎となっている意味を分析し、明らかにしなくてはならない。

本稿では、これらの吟味のために、英国の日常言語学派の分析哲学者として教育言語の哲学的分析にかかわってきたピータース(Peters, R. S.)の論をとりあげ、考察する・ピータースは今日、英米において行なわれている民主制について考察し、その制度において生活する人々に求められる特性について明らかし、どのような教育が必要とされるかを論じている・ピータースは民主的教育について鋭意な分析を展開しており、まずはこのピータースの示唆するところに耳を傾むけよう・

以下,次のように論をすすめる。まず,教育が民主的であるという主張の意味する内容について分類する。次に「民主的」という語を分析し,さらに教育とどう関わるかについて考える。このような吟味の過程において,民主的態度の必要性が明らかになるであろう。

Ι.

序で述べたように、教育が民主的に行なわれなくてはならないという主 張はさまざまな意味でなされている.これは、「教育」「民主的」という 語を人々が多様な文脈で用いているためである.ここでまず、この主張が どのような文脈においてなされているかについて、それぞれ分類して考え ることから始めなくてはならない.この区別をすることにより、本稿の目 的である民主的態度の必要性について考える際に、民主制と教育とをどの ような関係において論じることが適切かが明白になるであろう、そのような文脈についてはいろいろな分類が可能であろうが、主たる例をピータースに従がい分類してみよう。

まず第一に、社会の教育制度が民主的でなければならないという意味で主張される場合がある。今日の高度に産業化された社会に住む人々は十分な教育を受けていないならば、いろいろな困難を背負うことであろう。なぜならば、もし人々が読むことや書くこと、計算することについて十分な教育を受けていないならば、社会生活を送る上で、あるいは自分の能力を発揮しようとする上で多くの困難に直面することになるからである。また、人々は教育制度を通じて教育を受けることにより社会が必要とする技能や知識を身につけていくのであるが、この際に教育制度は選抜的作用を果たす場合がある。そのため、人々の教育を受ける機会が平等に配分されていないならば不公平となろう。ここから、個人的な面でも社会的な面でも教育はすべての人々に公平に利用され配分されなくてはならないという意味で、民主的教育について語られる場合が考えられる。

第二に、学校の運営が民主的でなくてはならないという意味での主張が考えられる。学校を運営していく際にはさまざまな事柄についての決定が迫られる。この決定を下す際に校長や教師が民主的な方法を用いようとするならば、これらの事項について同僚や生徒と協議するよう努めるであろう。また、決定する機会をより多く教師や学生に与えようとするであろう。また同時に、子ども達の年齢に応じて子ども達自身に自分の行動についての決定を下す機会を与えようとするであろう。このような民主的運営という意味で、民主的教育について語られる場合が考えられる。

第三に、民主的な社会を構成する人々を育てるという意味で民主的教育 について語られる場合がある。民主的社会を支えるためには民主的な考え 方をもった人々が必要とされよう。そこで、このような人々をどう育成し ていくかについての検討が必要とされる。ここから、民主的な考え方や態 度を育成するという意味での主張が考えられる.

しかし、ピータースの指摘した以上の三つの分類に加え、さらに国民の教育権が保証されなくてはならないという意味での主張を区別しておくことは必要である。なぜなら、我が国においては憲法第二十六条において、「すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」という教育権を定めており、国家はこの権利を保証するために教育条件の整備を行なわなくてはならないという意味で民主的教育について語られている場合があるからである。

教育が民主的でなくてはならない、あるいは行なわれなくてはならないという主張は以上にあげたようにさまざまな文脈でなされている。もとより、より詳細に例をあげ、分類することも可能であろう。しかし、本稿の目的である、子ども達の教育はなぜ民主的態度をもって行なわれなくてはならないかという問題に答えるためには、民主的社会を構成する人々の育成という第三の関係の吟味が必要であることは明白である。それゆえ、ただちに民主的社会を構成する人々の教育についての論をすすめることにしよう。この考察のためには、まず「民主的」ということばの分析から始めなくてはならない。

 Π

(1)

「民主的」という語はデモクラシィから派生した語であり、デモクラシィは古代ギリシア語の「デモス(民衆)クラトス(支配)」に語源をもつ.
「民主的」という語を理解するためにまず、この語の適用されたアテナイの政治形態についてみておこう.

アテナイの政治形態は民主制を採用していたが、それは今日広くとられている代議制とは異なり、直接民主制であった。このアテナイの直接民主制ではすべての市民が政策の決定に際し直接参加できたのである.(もとよ

り、ここでいう市民には奴隷や在留邦人が含まれていなかったことは言うまでもない。) アテナイにおいて最も大きい権力をもった機関は市民全員から構成される民会であったが、この民会は唯一の立法機関であり、かつ行政機関であった。民会は月一回召集され、そこで重要問題が討議、議決されたのである。民会においては市民の資格をもつ者は誰でも発言できたのであり、一定の条件を満たすならば、いかなることであれ提案することが認められていた。さらに民会は司法も統制したのであり、ある市民が法的な事柄に関し不満をもった場合には、直接民会で自分の同胞に裁判を求めることができたのである。

このように、民会は人々の生活に影響を与える事柄に大きく関与していたのである。そしてこの民会に参加することにより、市民は自分たちが影響を受ける政策の決定全般にわたり直接に参与することができたのである。このような意味で、すなわち人々の個々の意志が民会において表明されうるという意味で、アテナイの政治形態は民主的であるということができる。

しかし、アテナイのこのような直接民主制は国家に含まれる人々の数が限定されていたために可能であったのである。国家が大きくなり、そこに含まれる人々の数が増えるに従がい、人々が直接に討議や議決に参加することが不可能となる。この過程において、個々の人々の意志が政策にどう反映されるかという問題が生じる。この点が今日民主制として採用されている代議制においてどう把握され、解決されているかを考えるため、イギリスにおける代議制がどのように成立してきたかについてみておこう。

言うまでもなく、他のヨーロッパ諸国と同様、中世イギリスは分権的性格をもつ封建的体制をとっていた。この分権的性格を反映し、十三世紀のころから身分制議会が成立する。その主たる役割は国王の課税についての承諾などを与えることにあった。通常、身分制議会は絶対王制のもとで中央集権制が確立されていくと同時に解消していったのであるが、イギリス

の議会は絶対王制のもとでもなお存続していった。これはイギリスが島国であったため、他のヨーロッパ諸国に比し強大な陸軍をもつ必要がなく、国王のもつ軍事的権力が国内の諸勢力を圧倒するほどではなかったという理由による。このような体制下では国王による専制的支配は不可能となる。必然的に、議会や地方勢力、有力者などの諸勢力とのバランスのもとに支配を行なわなくてはならなくなる。このため、国王は政策の決定に際し、その政策により影響を受ける勢力に同意を求めておくことが必要となる。

ここから、「同意」による政治という考え方が成立してくるようになる. すなわち、ロック (Locke, J.) の「いかなる人も当人の同意なくしては他者の政治的権力に従属させられることはできない」ということばに表明されているように、人々のもつ権利に影響を与えるような政策がとられる場合には(例えば、課税、軍役)その人々の同意を求めなければならないと考えられるようになる。政策に対する人々の同意を人々の選んだ代表を通じて与えようとして成立した制度が代議制である。すなわち、民主制の一形態である代議制とは、代表を通じて政治的意志を表明し、人々の生活に関わる行政の執行をその統制下におくという制度なのである。

以上の歴史的過程をふまえ、ピータースは民主制という語の意味を次のように示す。民主制とは「国家の行為と政策について国家の市民に同意を求めるためのある種の手続きが存在」するという意味である。では、この民主制という制度が機能するためには、どのような条件が前提とされなければならないか。ピータースはその条件について次のように論じている。

(2)

民主制とは「同意による政治」であることが上に示された.しかしさらに、人々の同意をとりあげるための制度的条件や、その制度を運営する人々に求められる条件について、より詳細に考えていかないならば、民主制についての上の規定は抽象的なままにとどまるであろう.ピータースは民

主制の成立するための制度的条件を三つあげ、次のように説明する.

まず第一に、人々の訴えを取り上げる規定が必要であるという条件がある。国家の行為により影響を受ける人々は自らの利益や権利が国家の行為による侵害をうけないよう訴えかけを行なうであろう。このような訴えを取り上げ、被治者となる者の利益や権利を斟酌し、政策に反映させる規定が必要となる。これが先にのべた同意を求めるということの具体的な意味である。人々の訴えを取り上げる方法には例えば、代表の選出や国民投票などの方法が考えられよう。

第二に、人々が公けに意見を表明することを具体的に保証することが必要となる。このような保証とは、人々が意見を表明する際の発言や行動の自由を保証することである。発言や行動の自由が欠けている場合には、人々が自分の主張を行なうことができなくなり、それにより自分の行為に影響する政策に対し意見を表明することができなくなるであろう。

第三に、もし政府が人々の訴えを十分に政策に反映させていないとされた場合に、政府がその責任を問われる手続きが必要である。また必要ならば政権を交代させるための手続きも必要とされる。このような手続きがないならば、統治者の政策決定に影響を与えることができず、その結果、第一、第二の条件をいかに整えようとも無意味となるであろう。

しかし、このような制度が整えられるのみでは不十分である。民主制という制度が機能していくためには、その制度を運営する人々がいくつかの持性を備えていることが必要となる。なぜなら、いかに制度が綿密に整えられようとも、その制度の理念を具体的に理解し、実際に適用しえないならば、単なるみせかけだけのものとなってしまうからである。この点は民主制がつねに衆愚制におちいるという危険性をはらんでいることを考えるなら理解できるであろう。民主制のもとで生活する人々に求められる持性としてピータースは次のような点をあげている。

民主制とは「同意による政治」と要約できようが、その制度に含まれる

人々がこの「同意による政治」という原理を適用することができる能力, すなわち,理性的能力をもたなくてはならない.これが第一にも必要とされる特性である.なぜなら,民主制では人々が自らの利益や権利を政府に訴えることがしばしばあるが,この際に暴力に頼るのではなく,理性に基づいて自らの主張を展開しなくてはならないからである.すなわち,理性的に自らの訴えを他の人々に説明し,説得する能力をもつことができなくてはならない.

同時に、民主制を維持するためには人々が意見を公表する自由を行使できること、また他者の意見を排斥しない寛容な態度を身につけていることが必要となる。民主制において個々人は理性的能力をもつことが必要とされた、理性的な人々が行為するにあたり、何をしたらよいかと問う場合を想定してみよう。その際、なすべき理由のある行為を実行するためには、その行為を実行するための自由が必要となる。理性的な人は自らの責任において自分の選択した行為を実行し、あるいは自分の意見を表明する自由を行使できなくてはならない。またさらに、このような個々人の問いかけから生じる行為は多様であり、他の人々の選択した行為と対立することも多いであろう。その際に、対立する意見をも考慮に値いするものとして認容する寛容な態度が必要とされる。

さらに第三に、民主制が単なる多数を占める人々の支配と同じものとなってしまわないために、すなわち、少数者の保護のために、民主制のもとで生きる人々は他者の要求を考慮するという意味で他の人々の人格を尊重しなくてはならない。民主制の意味するところは国家の行為により影響を受ける人が、その行為に対しての同意を求められる手続きがあるということであった。もし民主制において多数者の意見のみが取り上げられるなら、「同意による政治」という民主制の規定は成り立たなくなる。なぜなら、同意をしない少数者の意見は多数者の意見に圧倒され、その結果、同意なしの統治ということになるからである(このジレンマをさけるため、

ピータースは人々の間にある程度の意見の一致があるという条件を加えている). もとより、たとえ少数者であっても、その人々の 人格を尊重するというこの条件は、その脊後に、政治的権威は必要であるが、個人を不当に圧迫することがあってはならないという条件つきで認められるという前提があるのである.

(3.)

以上のように、民主制に必要とされる制度的条件や人々に求められる特性が明らかにされた.しかし、民主制のもつ特徴がこのようなものであるとしても、その事実からは民主制を採用しなくてはならないということは導びきえない.それゆえここで、民主制はなぜ採用されるべきかを別に論じなくてはならない.すなわち、民主制が独裁制などの他の制度に比し、選択するに値いする制度であることが正当化されなければならない.その理由として、ピータースは次の二点をあげている.

第一点は、民主制は平等、自由、人格の尊重という基本的原則と対立しない制度であるという点である。人々の間の平等の保証、人々の自由の保証、個々人の人格の尊厳の保証という基本原則は当然守られなければならないことであるが、民主制はこれらの原則と対立しない制度である。なぜなら、民主制が成立するために求められる条件が、これらの原則と一致するからである。それゆえ、人々が選択しなければならない制度であると言えるのである。

第二は、民主制は他の制度、例えば独裁制にみられるような、他者の恣意的な意志に不当に服従させられるという、個々人にとっての脅威がないという点でも正当化される。個人は政府のとる政策について同意を求められるのであり、この過程において納得しえない政策に対し反対の意志を表明することが可能であり、必要ならば、政治の役職についている人々を退職させることも可能である。これにより、個人が他者の恣意的な意志に服従させられることが避けられるのである。

民主制とはいかなるものであり、どのような条件や特性を必要とするかは以上みたとうりである。では、民主制はその社会において生活する人々の教育とどう関わるのか。教育における民主的態度の必要性について明らかにするためには、先に述べた、人々に求められる特性をどう育成していくかという考察に移らなくてはならない。しかし、「民主的」という語と同様、「教育」という語もさまざまな意味で用いられている。そこで、「教育」という語の意味する内容を分析しておこう。

III

(1)

一般に、「教育」という語は多様に用いられているが、ピータースはその用例を代表するものとして、五つの例を提示する.

- ① 「スパルタ教育」という言い方が可能であることから、「訓練」という 語が適当な場合にも「教育」という語は用いられる.
- ② 経験から学習するという意味で「教育」ということばを用いることができる.
- ③ 原則が学ばれなくてはならないという意味を含めて用いられる.
- ④ デューイのように、批判的思考の伝達という意味を含めて用いられる.
- ⑤ ソクラテスのように、会話により学ぶという意味を含めて用いられ(19) る.

「教育」という語はこのように種々の用例において用いられる。このような用いられ方がされるようになった原因のひとつとして、歴史的な過程があげられるとピータースは指摘する。「教育 (education)」はかって養育 (up bringing) に必要なすべての学習とほぼ同じ意味で用いられていた。例えば、蚕のような動物を育てる場合にも用いられていたのである。しかし、十八世紀以降、産業化が進展する過程で異なった用い方がされるようになる。産業化した社会では人々は多くの技術を身につけ、さまざまな役

割を果たさなくてはならない.工場で働らくための特定の技術や、会社で業務をとるための特定の知識が求められるようになる.このような特定の目的に対する知識や技術の伝達の過程を意味するために、「訓練」という語が用いられるようになる.この「訓練」という語はやがて「教育」に対比され、「教育」という語が含んでいた養育に必要な学習という意味を示すようになる.その結果、「教育」の意味するところは主として人々の教養や態度、あるいは人間らしさに限られてくる.

「教育」という語がこのように多様な用例において用いられることから. ピータースは「教育」はある特定の対象を指示する語ではなく,ある活動 や行為が満足しなければならないクライテリアを示す語であるとした.こ のようなクライテリアをピータースは三つ提示している.

- ① 「教育」はその過程の中に価値ある事柄の伝達を含まなくてはならない.
- ② 「教育」は活性化されている知識や理解、認知的展望を含まなくてはならない。
- ③ 「教育」は学習者の側における 意識を欠いている伝達の 過程を含んではならない.

では、この三つのクライテリアを満たす教育論としてピータースはどのような教育論を考えているか、それは「手ほどきとしての教育 (education as initiation)」という教育論である。すなわち、言語と概念により規定されている公的世界の中へと他者を手ほどきすることと考える教育論である。ここでいう公的世界とは、人々の精神がそこで発達し展開していく世界のことである。子どもは外界との接触を通じて認識能力を高め、道徳性を身につけていくであろう。さらに言語などを通じて科学、歴史、数学や宗教的意識、美的意識などの伝統的に蓄積された遺産を受けとっていく。ピータースの言う公的世界とは、人々が自らの精神を展開していく、このような世界のことである。では、このピータースの提示する「手ほどきと

しての教育」は先にあげたクライテリアをどう満たすか.

第一に、「手ほどきとしての教育」という教育論は「教育」は価値ある事柄の伝達を含まなくてはならないというクライテリアを満たす。なぜなら、教育を手ほどきの過程に擬することで、人々の目を公的伝統という価値の方へと転じさせるという意味が含まれるからである。また第二のクライテリアである認知的展望を含むという点も満たす。なぜなら、手ほどきに擬することで、単なるこつや秘訣を知るという浅い理解にとどまらず、より深い知識へと導びかれるという意味が含まれるからである。さらに加えて、手ほどきを受ける人が同意しうる過程により導びかれるという意味が含められるのであるから、第三の方法に関するクライテリアも満足される。

(2)

上のように教育を価値ある事柄への手ほどきと考えるならば、民主制の中で生活する人々の教育は、民主制において価値あるとされる事柄への手ほどきでなくてはならないことは明白である.では、民主制においては何が価値あるとされているのか.この点についてピータースの主張をさらに追うことにしよう.

民主制において生活する人々にはいくつかの特性が求められることは先に示した。それは第一に、理性的に考える能力であり、第二に、自由と寛容を重んじることであり、さらに、他者の人格を尊重することなどであった。このような特性と対応して、民主的社会においては次のような価値が重視される。

そうした価値として第一にまず、真理の価値が重視される.民主的社会においては人々が理性を用いて生活することが必要になる.なぜなら、人々は選挙の投票に際し、立候補者の選挙演説を理解し、他の立候補者の演説と比較しなくてはならないからである.また、日常の生活においても人々は仕事や休息をする際に、自分は何をしたらよいかについて考えるであ

ろう.この場合、多くの人は自分のなすべきことについての決定を権威に 求めがちである.例えば、他人の意見やテレビで示される意見に従がい決 定するであろう.その結果、人々自身が判断、選択し、行為する機会は少 なくなる.しかし、そのような権威は多くの場合、偏見に満ちたものであ り、政治の領域では特に伝統や非合理な忠誠心から意見が影響を受けがち である.民主的社会に生活する人々はこのような権威によってではなく、 自らの信念の証拠を求め、他の人々の判断を吟味することによって自分の 判断を決定することが求められる.このような意味で、民主的社会に生活 する人々は真理の価値を重視する態度をもたなくてはならない.

ピータースのこの真理の価値の強調は、ラッセルの次の主張を聞くとき理解できよう。ラッセルは言う。「人々がたやすく政治権力に操作されないためには、真理と虚偽を区別し、かつ政治権力や宗教的迷信への狂信的態度を排するために真理に基づいた態度、すなわち、批判的精神の確立が必要となる」。また、このようなラッセルの主張はポパー(Popper、K. R.)の批判的合理主義においてより明確に表明されている。ポパーは真理は試行錯誤により漸新的に得られるとしたが、その時いかなる権威をもタブーとせず、すべてを批判のもとにさらそうとする態度が重大な役割を果たすとした。

次に、民主的社会においては自由や寛容の価値が重んぜられる.人々は 自らの自由を主張するとともに、他者の自由をも尊重する必要がある. そ こに寛容な態度が成立する. また、他の人々を理性的存在として認めるこ とにより、平等の尊重、他者への配慮などの態度も生じてくるであろう.

同時に、それぞれの人々にとっての善さについて多様性を認めるという態度、すなわち価値の多様性の尊重の態度が求められる。このピータースの指摘は彼のプラトンに対する批判と対比するなら明白となろう。プラトンは最良の国家は最良の人々により支配されるべきであるとし、その人々が最良の善についての知識をもっているとしたが、ピータースはこのプラ

トンの考え方を批判し、個々の人々の善さを求める過程を強調する.その 過程においては、人間にとっての善さについて単一の絶対的な概念は得ら れないとしている.

「手ほどきとしての教育」という ピータースの 教育論からすれば、教育の任務は民主的社会において重視される価値へと子どもたちを手ほどきすることになる. では、これらの価値へと手ほどきする教育はどのように行なわれるのか.

まず、真理の価値を尊重する態度は理性的能力を用いる機会(例えば討論など)においてよく養なわれるであろう。また、学校生活において教師自身が教師同志の間で互いの人格を尊重しつつ、他の人の意見を聞き、理性的に判断するという態度を子どもたちの前で示すことにより育くまれることもある。あるいは、教師が他の人々から威圧的に取り扱かわれた際に、理性的態度をもってこれに応待する態度を子どもたちの前で示すことによっても育くまれるであろう。このような態度を教師が身をもって示すことで、かつ理性的能力の重視される環境の中で、子どもたちは権威に盲従することなく、真理を重んじる態度を身につけるとピータースは言う。

同様に、自由や寛容の価値を尊重する態度や価値の多様性を認める態度 も民主的態度を重視する環境の中で伝えられる。教師がまったく子どもの 自由を認めず、子どもたちに寛容な態度をもって臨まないならば、このよ うな態度は育成されないであろう。もとより、発達段階における差異を考 慮しなくてはならない点もピータースは付け加えている。

すなわち、民主的社会において重視される価値は、その価値を重視し、その価値に一致する環境の中で最もよく手ほどきされるのである。なぜなら、「ある望ましい心的状態や個性が最もよく発達するのは、望ましいとされることがらを反映している制度の中においてである」からである。

上のピータースの主張は次のようなミード (Mead, G. H.) の主張を聞く とき肯定される。ミードは言う、「自我は他者の行動原理を自らの内に取 りこむことにより自分の行動原理を構成していく。すなわち,集団全体のもつ一般的な行動原理がその集団を構成する個人の行動のための準拠枠となり,個人の行動に影響を及ぼすのである。」さらに,個人は集団の中で支配的である物事の見方や行動の仕方,考え方を集団の中で生活していくことにより身につけていくということができる。

まとめ

ここにおいて、教育はなぜ民主的態度をもって行なわれなければならないかは明らかである。民主制を維持するためには、その制度で生活する人々にある特性が求められる。その特性とは理性的能力や自由と寛容、価値の多様性を認容する態度などであった。このような特性を人々が身につけるようにするためには、この特性と一致する仕方で教育する必要がある。すなわち、民主的社会においては民主的特性を重視する態度、あるいは重視されている環境で教育を行なう必要があるのである。

もとより、ピータースは民主的態度の必要性について直接に言及してはいない。ピータースは民主制の正当化やその分析、また民主制と教育との関係についての論究に専念しているのである。しかし、そのような分析の過程を追うことにより、民主的態度の必要性も必然的に導びかれる。本稿はピータースの論に含まれるこのような可能性に照明をあて、そこから民主的態度の必要性を論証したものである。

しかし、ここでピータースの主張の限界を指摘しておかなくてはならない。その限界とは、ピータースが民主制を維持するという観点から民主的教育の必要性を主張している点である。たしかに、民主制をとる制度下では民主的教育が行なわれなければならないことはピータースの論から論証される。しかし、民主制をとっていない場合にもなお、教育が民主的に行なわれなければならないという主張は導びき出せない。どのような場合でも教育は民主的に行なわれなければならないという主張をするためには、

教育自体に内在する論理からその必要性が言われなくてはならない.そのためには、ピータースが人間をどうとらえていたか、また、その人間のとらえ方と教育、そして制度とがどのように関わってくるかをピータースに則して再構成していかなくてはならない.しかし、この点について正確に論じることは、より詳細な考察を必要とする.本稿ではこれらの問題点を指摘するにとどめる.

註

- (1) 村井 実訳『アメリカ教育使節団報告書』,講談社,1980, P. 140.
- (2) 『ブリタニカ国際大百科事典, 19』, ティビーエスブリタニカ, 1975, P. 116.
- (3) ピータース, R.S., 三好信浩, 塚崎智美訳『現代教育の倫理』, 黎明書房, 昭和46年, P.411以下.
- (4) 神田 修他 『史料教育法』, 学陽書房, 昭和 55年, P. 386.
- (5) 吉田 昇他『教育思想』, 学文社, 昭和49年, P. 183.
- (6) 民主制と教育との関係については他に次のような論文において分類されている. Moore, T. W., "Philosophy of Education, An Introduction" 1982, Routledge Kegan and Paul. および White, P., "Education, democracy and the public interest", 1971, Proceeding of the Philosophy of Edcation Society of the Great Britain, Vol. 5, No. 1.
- (7) "The Oxford English Dictionary, Vol. III", Oxford University Press, P. 183.
- (8) キットー, H.F., 向坂 寛訳 『ギリシア人』, 勁草書房, 昭和41年, P. 175.
- (9) 阿部 斉、『デモクラシーの論理』、中央公論社、昭和59年、P.86.
- (10) ローズ, R., 大童一男訳『現代イギリスの政治 I 』, 岩波書店, 1979, P. 39.
- (11) ピータース, 前掲書, P. 427.
- (12) ピータース, 前掲書, P. 424. しかし, ピータースは民主制の解釈についてのルソーの主張をとりあげ,次のように言う. まず,ルソーが「人民の意志」は全員の参加する集会における意志決定の中においてのみ,表明されると考え,この集まりにおいて表明された意志は常に正しいとしたことは周知のとうりである. この考えの背景には,ルソーが人間の自己を「真の自己」と「恣意的な自己」に分け,前者が他の人々と一貫し,共通の意志決定を可能にするとした構図の存在が指摘されている(Wollheim, R., "On the theory of the democracy" P. 224-225, in British Analytical Philosophy,

William, B. and Motefiore, A., (eds.), 1966, Routledge Kegan and Paul). ルソーのこの見解に対し、ピータースは次のように言う. 「ルソーは一般意志は常に正しいとしているが、理性的人間において、道徳そのものと道徳的に受け入れられる決定に至る方法の一形態とを混同している.」(ピータース、前掲書、P.431).

- (13) ピータース, 前掲書, P. 430 から P. 432.
- (14) ピータース, 前掲書, P. 433.
- (15) ピータース, 前掲書, P. 262.
- (16) ピータース, 前掲書, P. 434.
- (17) ピータース, 前掲書, P. 427.
- (18) ピータース, 前掲書, P. 439.
- (19) Peters, R. S., "What's an educational processes", P. 15, in The Concept of the education, 1967, Routledge Kegan an Paul,
- (20) Peter, R. S., "Democracy and educational aims". P. 463, Teachers colledge Record, Vol. 80, No. 30.
- (21) ピータース、『現代教育の倫理』、P. 66.
- (22) ピータース, 前掲書, P. 70.
- (23) ピータース, "Democrayc and educational aims" P. 472.
- (24) 金子光男, 『ラッセル倫理思想研究』, 酒井書店, 1974, P. 164.
- (25) 碧海純一、『合理主美の復権』、木鐸社、P. 138.
- (26) Peters, ibid, P. 469.
- (27) ピータース、『現代教育の倫理』、P. 455.
- (28) ピータース, 前掲書, P. 450.
- (29) Peter, R. S., "Freedom and the Development of the Free man", P. 135, Educational Judgement. 1973, Doyle, J. F. (ed.), Routledge Kegan Paul.
- (30) 木原健太郎, 松原治郎編, 『現代社会の人間形成』, 1976, 東京大学出版会, P. 42.

なお、集団のもつ個人に対する影響は心理学的によく確かめられている. 例えば、Krech, D. and Crutchfield, R.S., "Individual in Society", あるいは、水原泰介氏による研究(詫摩武俊、『性格はいかにつくられるか』, 岩波書店、1967年、P.42)があげられる.

(31) この点について筆者は次の論を参考にした. Wringe, C., "Democracy Schooling and Political Education", P. 87, 1983, Allen and Uuwin.